

福井県国民保護計画の作成について

1 計画作成の経緯

平成17年4月12日 第1回福井県国民保護協議会を開催し、諮問案どおり答申を受ける

平成17年4月15日 国との事前相談を開始

(国との事前相談において修正した点)

- ・ 計画の記載内容に関する部分的な修正および追加
- ・ 国、市町村、指定公共機関等が実施する措置に関する記述の仕方の修正
- ・ 基本指針、都道府県モデル計画と整合性を図るための修正
- ・ 字句の修正 等

平成17年7月 7日 国との正式協議

平成17年7月22日 閣議決定、内閣総理大臣との協議終了

2 計画の概要

第1章 総則

県は、大きく分けて、嶺北地域と嶺南地域に区分されるが、特に嶺南地域については、海岸線が複雑に入り組んだりアス式海岸であるため、視界が悪く、過去に拉致事件等が発生したように、ゲリラ等の侵入・潜伏が比較的容易と考えられる。

さらに、この地域には、合計15基の原子力発電所が集中立地し、関西圏で利用される電力の約6割を担っていることから、有事の際に的確かつ迅速な対策がより強く求められる地域である。

第2章 平常時の備え

県は、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平常時から必要な組織および体制の整備を行うとともに、次のような備えを行う。

- ・ 警報の伝達、住民の避難等国民保護措置に関する訓練の実施
- ・ 救援物資等の備蓄

- ・ 医療救護体制の確立
- ・ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する支援体制の整備
- ・ ボランティアや自主防災組織等の県民との協力体制の確立

第3章 関係機関との連携による国民保護措置の実施体制

県は、武力攻撃事態等が認定される前であっても、県独自の対応として福井県国民保護対策連絡室を設置し、初動体制を確立する。

国民保護措置に関する情報については、新聞・放送・インターネットその他の適切な方法により、県民に迅速に提供するよう努める。

県は、住民の協力およびボランティア活動に対しては、自発的な意思によるものであることおよび安全の確保に十分配慮するとともに、円滑な活動ができるよう支援を行う。

第4章 避難および救援

県は、市町村を通じて、県民に避難の指示を行い、市町村は避難実施要領に従い、県民を的確かつ迅速に避難誘導させる。

県は、市町村等と連携して、避難先地域や被災地において、収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援活動等を実施する。

県は、武力攻撃事態等において、自ら避難住民の運送等を行うほか、運送事業者である指定公共機関等に対して、これらの運送を求める。

県および関係機関は、武力攻撃事態等において、住民の避難等の国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるように交通規制等を実施する。

第5章 武力攻撃災害への対処等

県は、国、市町村等と連携して、武力攻撃災害による被害が最小となるように、生活関連等施設の安全確保等必要な応急措置を実施する。

県は、武力攻撃災害が著しく大規模、またはその性質が特殊であることなどから、当該武力攻撃災害を防除・軽減することが困難な場合には、国において必要な措置を講じるよう要請する。

県は、武力攻撃災害が沈静化した後は、防疫対策および廃棄物対策を実施するほか、生活関連物資等の価格の安定、生活基盤の確保のための支援等により県民の生活の安定を図る。

第6章 原子力発電所の武力攻撃への対処

県は、平常時から、市町村・原子力事業者等が参加する福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会を定期的に関催することにより、武力攻撃事態等に備えた関係機関相互の連携体制の整備に努める。

県は、原子力発電所のモニタリングを行う固定観測機器が武力攻撃によって使用不能となる場合等に備えて、移動可能型観測機器の整備等を行う。

県は、武力攻撃原子力災害の発生に備え、安定ヨウ素剤やキレート剤などの避難住民等の救援に必要な物資の備蓄または調達体制の整備に努める。

県は、国民保護措置を円滑に実施するため必要と認めるときは、原子力発電プラント、放射線、医療、気象、交通、食品流通その他関係分野に係る専門家で構成する武力攻撃原子力災害対策支援チームを編成する。

県は、原子力事業者に対して、国を通じてまたは直接に原子炉の運転停止等適切な措置を講ずることを要請する。

県は、モニタリングの結果等を分析して得た予測放射線量に応じて、コンクリート製の建物の屋内に避難するなど適切な避難の指示等を行う。

第7章 施設の復旧と生活の安定

県は、武力攻撃災害により被災した公共土木施設等の復旧および大規模な被害を受けた被災地の計画的な復興に努める。

県は、被災した県民の生活の再建及び安定を図るため、武力攻撃被災者総合相談センターの開設等の適切な支援に努める。

3 その他

平成18年1月20日の閣議決定により、21道府県が都道府県の国民保護計画に関する内閣総理大臣協議を終え、同計画の作成を完了した。
(既に作成済みである本県、鳥取県を含め、23道府県が計画の作成を完了している)。